

八頭町を震災に強いまちに!!【木造住宅の耐震化】



大切な命、家族を守るため

『安全な住まい』にしませんか

補助を利用して
耐震診断から始めましょう

平成7年の阪神・淡路大震災において、地震による直接的な死者のうち、8割以上の方が建築物の倒壊による圧死が原因でした。

また、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震では、昭和56年6月以降の新耐震基準であっても、平成12年6月1日の一部基準改正より前に建築された住宅の多くに被害が発生しました。

八頭町では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、旧耐震基準の昭和56年5月31日以前に建築された住宅や、新耐震基準であっても接合部等の基準が明確化された平成12年6月1日より前に建築された住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修等工事にかかる費用の一部を補助します。

Step1 耐震診断

耐震診断とは？

耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているかを評価するもので、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があると考えられています。

Step2 耐震改修設計

耐震改修設計とは？

耐震改修設計とは、地震に対して建物が求められる耐力を確保するために、耐震診断の結果に基づいて、建物のどの部分をどのように補強するかを具体的に計画することをいいます。

Step3 耐震改修工事

耐震改修工事とは？

耐震改修工事とは、耐震改修設計に基づいて行う補強工事のことです。

◎ 1棟につき延べ床面積が280平方メートル以内で、階数が2階以下の木造住宅であれば無料で、耐震診断できます。

※対象条件により無料診断にならない場合もございますので、お問合せ先にご連絡をお願いします。

【お問合せ先】

八頭町役場 総務課防災室

電話：0858-76-0203

FAX：0858-73-0147

補助等の詳細は裏面へ⇒

八頭町耐震関係補助制度

《令和7年度版》耐震関係補助制度概要

耐震事業の種類	概要	補助率	補助額及び補助対象事業限度額	備考
耐震診断	無料診断 木造住宅の所有者が木造住宅の耐震診断を実施するにあたり、町が耐震診断を行う。	—	所有者負担：無料	・昭和25年11月23日から平成12年5月31日までの間に工事に着工されたものであること。 ・1棟につき延べ床面積が280㎡以内で、階数が2階以下であること。 ・木造在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法で建築されていること。 ・現に居住の用に供し、又は供する予定のものであること。 ・国及び地方公共団体以外の者が所有するものであること。
	有料診断 平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建ての住宅に対して耐震診断費用の一部を補助する。	2/3	一戸当たり 補助額 最大 108,000円 (補助対象事業限度額：161,700円) ※住宅等の設計図書がない場合 補助額 最大 133,000円 (補助対象事業限度額：199,100円)	・耐震診断は、その時点における最新の基準によって行われるものに限る。 ・1棟の延べ床面積が280㎡を超えるものも対象となる。
耐震改修設計	平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建ての住宅の耐震改修設計費用の一部を補助する。	1/2	一戸当たり 補助額 最大 160,000円 (補助対象事業限度額：320,000円)	耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
耐震改修	平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建ての住宅の耐震改修費用の一部を補助する。	4/5	一戸当たり 補助額 最大 1,400,000円 (補助対象事業限度額：1,750,000円) (令和2年度までに耐震改修設計の補助を受けた住宅 補助率 23%、補助額 最大838千円)	・建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するもの。 ・指針第二に示す耐震改修を行い、lwが1.0以上となるもの。 ・指針第二に示す耐震改修を行い、lwが0.7以上となるもの。 ※lw1.0以上の基準を満たすために行われるものに限る。
耐震シェルター設置	平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建ての住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。	23%	一戸当たり <補助額> 最大 838,000円 (補助対象事業限度額：3,643,000円)	・原則として1階部分に設置するものに限る。 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
ブロック塀	除去 不特定の者が通行する道路に面する高さが60cmを超える危険なブロック塀又はブロック塀と基礎の除去費用の一部を補助する。	2/3	1か所当たり [ブロック塀] 補助額 最大 300,000円 (補助対象事業限度額：450,000円) [ブロック塀+基礎] 補助額 最大 600,000円 (補助対象事業限度額：900,000円)	・安全対策が必要と判断された対象部分のブロック塀又はブロック塀と基礎を除去すること。 ・ブロック塀除去の見積額と基準額(18,000円/m)のいずれか少ない額の2/3を補助する。 ※基礎除去も見積額と基準額(18,000円/m)のいずれか少ない額の2/3を補助する。
	改修 ブロック塀除去後の軽量のフェンス・生垣等の改良費用の一部を補助する。	1/3	1か所当たり 補助額 最大 200,000円 (補助対象事業限度額：600,000円)	・ブロック塀除去と同年度の申請に限る。 ・見積額と基準額(25,000円/m)のいずれか少ない額の1/3を補助する。

- 【注 意】① lwとは、基本方針第一第一号に掲げる構造耐震指標のことをいいます。
 ② 事業補助金の申請・決定と同一年度に事業完了が必要です。

住宅を強く安く補強する工法があります！ ＜低コスト耐震改修工法＞

- ★少ない費用負担で期間も短縮できる。
- ★生活にあまり支障が生じることなく工事ができる。

「低コスト耐震改修工法とは」

- ①既存の壁や床、天井を壊さずに補強できる。 ②外壁撤去を行わずに外部から補強できる。

どこに頼めば
いいの？

木造住宅耐震化業者登録制度において業者リスト(鳥取県)が公表(<https://www.pref.tottori.lg.jp/94360.htm>)されているので、業者さんに対応が可能かどうか相談ください。